

守屋家本騎馬武者像の像主について

下坂守

はじめに

- 一 足利尊氏騎馬像
- 二 朝倉家本と等持寺本
- 三 守屋家本騎馬武者像
- 四 四方手と太刀柄の紋
- 五 足利義詮と高師直
むすび

はじめに

たてがみをふり乱した黒馬にうちまたがつた眼光鋭い武者を描く守屋孝蔵家所蔵の騎馬武者像(原色図版2・図1)ほど、見る人をして南北朝の動乱のすさまじさを感じさせてくれる作品も少ない。それはこの騎馬武者像が、敗戦の将に描かれているからかもしれない。

この守屋家本騎馬武者像の像主については、大正九年(一九二〇)黒板勝美博士が「足利尊氏の画像について^{注1}」という論文で学界に紹

介されて以来、長く足利尊氏をもつてあてるのが通説となつていった。しかし、はやく昭和十二年(一九三七)に谷信一氏が「出陣影の研究^{注2}」と題した論文で、像主を足利尊氏とすることに対する疑問を呈せられたのを嚆矢とし、昭和四十三年(一九六八)にはこの谷信一氏の論文を批判的に継承された荻野三七彦氏もその論考「守屋家本伝足利尊氏像の研究^{注3}」でこの像主を足利尊氏とするとの非を説き、かの像主は足利尊氏にあらずという説が、これ以降、有力となつた。これら谷、荻野両氏の意見に対し、これに反論を加えてあくまで足利尊氏をもつて像主にあてようとする意見は今のところ出ておらず、かの像主が足利尊氏でないことだけは、ほぼ定説となりつつあるのが現状である。ただ残念なことに、像主が足利尊氏でないことは、ほとんど確実となつたにもかかわらず、それでは尊氏にかわり誰をもつてその像主にあてるかについてはいまだ定説がない。荻野氏は、仮説として細川頼之説を示しておられるが、その根拠とするところはのちに触れるようにいかにも弱い。像主を確定しない限り、谷氏、荻野氏と発展的に受けつがれてきた足利尊氏像主否定説は完結しないものと考える。本稿は両氏の労作をうけ、今一度近

年の諸々の研究成果をもとり入れてかの像主が誰であるかを探ろうとしたものである。

一 足利尊氏騎馬像

守屋家本騎馬武者像の像主を考えるに先だち、これまでの江戸時代、明治期の文献に現われた足利尊氏の騎馬像といわれたものを、今一度、整理、分類することからはじめていきたい。

黒川真頼の『考古画譜』^{注4}が、足利尊氏の騎馬像として、狩野家本、稻葉家本、或家本、地蔵院本の四種をあげていることはすでに谷信一氏の論考にも詳しい。そしてこの四種のうちの地蔵院本が足利尊氏ではなく足利義尚を描いたものであることも、同氏がすでに論証されたところである。^{注4}すると『考古画譜』のあげる足利尊氏像のうちでは、狩野家本、稻葉家本、或家本の三種が、当面問題となるのであるが、或家本とは『集古十種』(挿図1)が「或家藏」として画像を載せるところのものを指し、その画像によれば、まぎれもなく守屋家本騎馬武者像を指すことが判明しており、ここではとりあえず狩野家本、稻葉家本の二種類についてだけ考えていけばよいことになる。狩野家本・稻葉家本についての『考古画譜』の解説は次のようなものである。

1 狩野家本

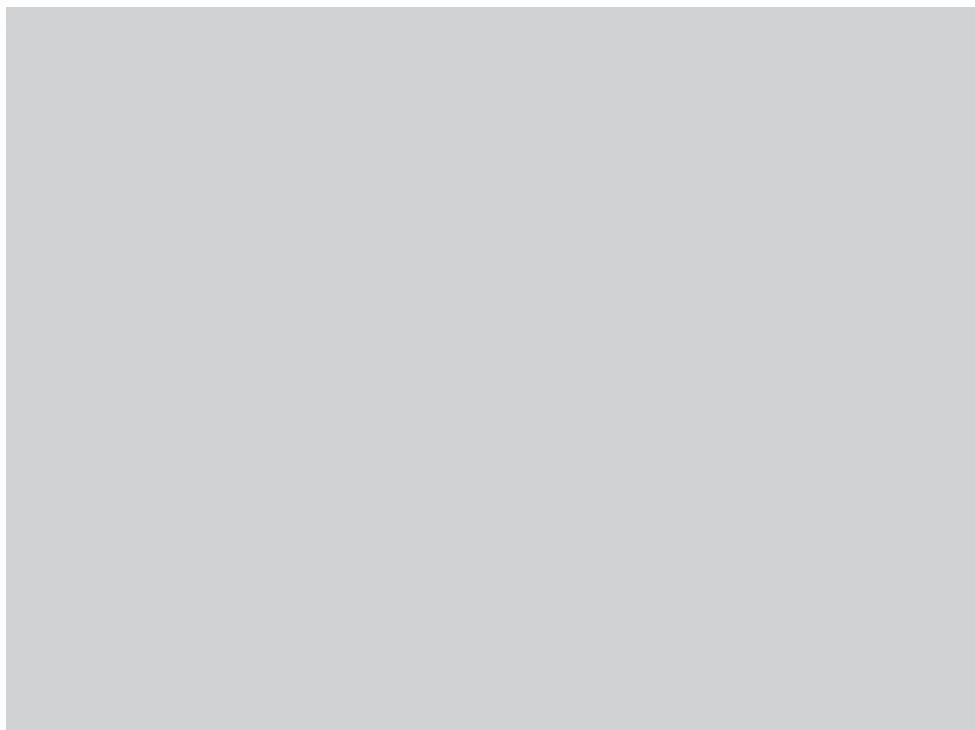
本朝画図品目云、画飛驒守惟久、狩野家藏。
(黒川)

真頼曰、原本絹、飛驒守惟久と、養朴宮書付あり、摹本浅草文庫にあり、甲冑を着し、左手に弓をもてる、馬上の像なり、草文庫にあり、甲冑を着し、左手に弓をもてる、馬上の像なり、

2 稲葉家本

稻葉丹後守藏、紙本、画工不詳、摹本浅草文庫にあり、

真頼曰、甲冑を着し、白馬にのりて、弓を持てる像なり、画上に題して、従一位贈左大臣征夷大将軍源朝臣尊氏卿、延文三年の文あり、この像、飛驒守惟久が画けりといふも



挿図1 『集古十種』所載 伝足利尊氏像

のと甚似たり、

すでに谷氏も述べておられる通り、この『考古画譜』の解説を信じるならば、狩野家本・稻葉家本は同一の原本から出たものか、もしくは、両本はどちらかが原本で、もう一方が写本といった関係にあつたものと考えて誤りなかろう。

谷氏はその論考「出陣影の研究」に、浅草文庫に伝わるこの狩野家本・稻葉家本の足利尊氏騎馬像模本の上半身部分を掲げておられる。そして、これこそが「真正の仁山(尊氏)像」であろうと推定され、もしこれが「真正の仁山像」であつたとすれば、守屋家本はこれとはあまりに相違しており、この点からも守屋家本が尊氏を描いたものである可能性は、ほとんどないと断じられたのであつた。妥当な見解といえよう。

ところで谷氏が論考に掲げられたこの足利尊氏騎馬像は白描であったが、近年、これと全く同じ姿を描いた著色模本が発見された。神奈川県立博物館が現藏する足利尊氏像(図2・3)がそれである。

この江戸後期に模写されたと考えられる足利尊氏騎馬像には、左上部に「従一位贈左大臣征夷大将軍源朝臣尊氏卿、延文三年」の墨書きがあり、この点からすれば、稻葉家本の系統に属する模本と考えられる。その姿態は、紺糸威の大鎧を着し、重藤の弓を左手に持ち、白馬にまたがった姿となつており、冑の輪^{じょう}、鎧、大袖、草摺には足利家の家紋である五七の桐の紋がみえている。この新しい足利尊氏騎馬像模本の発見により、狩野家本・稻葉家本がどのようなものであつたかを、より具体的に知ることとなつたわけであり、その発見の意義は極めて大きいといわねばならない。

かつて存在した騎馬武者像のなかで、今日でも足利尊氏騎馬像と

断定してよいと考えられる狩野家本・稻葉家本の具体的な姿が、この神奈川県立博物館蔵の模本によりあきらかになったとすると、次に問題となるのは、これら足利尊氏騎馬像の原本がどのようなもので、どこに伝来していたかという点であろう。むろん狩野家本・稻葉家本のいずれかが原本であつたとも考えられないことはない。しかしここでは一応これら両本とは別個に原本が存在したと仮定した上で、桃山時代以前の文献で確認できる足利尊氏騎馬像について検討を加えながら、原本の所在を探っていくこととしたい。

二 朝倉家本と等持寺本

桃山時代以前の文献にみえる足利尊氏騎馬像として、谷氏は、等持寺本^{注5}、朝倉家本、乗福寺本の三種類をあげておられる。等持寺本とは、『碧山日録』寛正三年(一四六二)十月八日条に「將軍尊氏甲冑之像」とみえるのを初見とし、『蔭涼軒日録』『鹿苑院日録』等に散見するものであり、足利尊氏が創建した等持寺に、ついで等持院に伝來したと考えられるものである。また朝倉家本とは、『室町御内書案』にみえるもので、天文八年(一五三九)に、越前国の朝倉教景より大覺寺門跡義俊を通じて、將軍足利義晴に寄進されたという「等持院殿様軍陣御影」を指し、乗福寺本とは、戦国時代に大内義弘が京都において手に入れ、のち周防の乗福寺に預け置いたといわれる「等持院殿甲冑尊像一幅」をいう。

これら三種の足利尊氏騎馬像のうち、乗福寺本は『長防風土記』その所在を示す記事が載るだけで、像主の装束・姿態がどのようなものであつたかはわからない。しかし等持寺本については『親元日

記』文明十年(一四七八)六月二十六日条に、また朝倉家本は『室町御内書案』のなかに、その装束・姿態を示す記述がみられ、その有様をある程度知ることができる。両史料の主要部分を左に引用する。

1 等持寺本(『親元日記』)

一、等持院殿御影御甲冑、御鎧紺
糸御馬河原毛同一幅御東、御方御所様御拝見、
蔭涼より被召寄、自貴殿以御使野依被注7御一覽已後、則被返遣之、

2 朝倉家本(『室町家御内書案』)

祐阿為御使被仰出、今度大覺寺御門跡越前より御上洛候時、
従朝倉入道方、鹿苑院殿様御自筆之物(義後)
(教祭)一幅、大切并御感状案文、
七通備上覽之、將又等持院殿様軍陣御影一幅、青地錦御直垂、浅黄絲
藤御弓、大クワカタ打タル御甲、栗毛ナル御馬ニ食ル、フサカケ
ラル、御ワランチ也、御影ノ上ニホウケウ院殿様御判被居レ之、同掛ニ御
目一候、此御影ヲハ致ニ進ニ之由申レ之云々、仍御内書両通
可レ被ニ成ニ下ニ候、御案文可レ致ニ調ニ進ニ之由被ニ仰ニ下ニ候、何も
被ニ持ニ下ニ拝見させられ候也、隨而御案文則令ニ調ニ進ニ上ニ也、

まず朝倉家本の方からみていくと、最初に問題となるのは、像主の装束・姿態もさることながら、「御影ノ上ニホウケウ院殿様御判被レ居レ之」と記されているように、図像の上に室町幕府第二代将軍足利義詮(法名宝篋院)の花押が据えられていた点である。花押を像主の上に据えるという形式は、まさに守屋家本騎馬武者像と同じものであり、その点において、朝倉家本と守屋家本は、同一形式を踏んでいたことになる。もちろんそこに記された装束・姿態からして、両者は別のものであることはまちがいない。

荻野氏は、これら像主の上に据えられた足利義詮の花押を、その位置からみて目上の者が目下の者に与えた証判に類するものとされ

たが、この点に関しては異論はない。また同氏は、『室町家御内書案』の記事が、この騎馬武者像の像主を足利尊氏としていることにについては、『室町家御内書案』の書誌学的な考察を行なわれた上で、その記事の信憑性に疑いを呈され、かつまたその記事を信ずるにしても「天文八年の時点において既に像主を尊氏であると判定したことにもそもその誤認があつたもの」と考へるべきことを強調されておられる注8。荻野氏は、守屋家本と同じ形式をとる朝倉家本の像主が、天文八年の時点で足利尊氏であると認められていたことを否定するため、このように結論付けられたのであるが、天文八年の時点で像主が誤認されていたことは認めるにしても、騎馬武者像の有様を記した『室町家御内書案』の記事そのものの信憑性までを問題とすることには無理があるのでなかろうか。それよりもむしろこの朝倉家本こそは、かつて守屋家本と同じ形式を踏む騎馬武者像が存在したことを見出す貴重な史料であると考え、なぜ足利義詮の時代に限って、このような証判を加えた騎馬武者像が作製されたかを問題とすべきであろう。朝倉家本の証判そのものの意味については、のちに守屋家本の証判とともに考へることとし、ここでは、足利義詮の証判をもつ騎馬武者像が、かつて朝倉家にも伝来していたという事実だけを確認しておきたい。

さて、装束・姿態が文献によって判明するもう一つの等持寺本について次に考えていくこととしよう。等持寺には、さきに引用した『親元日記』にもみえているように、甲冑を着した騎馬像と、和歌の贊がある束帶像の二種の足利尊氏像が伝来していた。当面、問題となる甲冑姿の騎馬像は、『親元日記』によれば、紺糸威の鎧をつけ、河原毛の馬にうちまたがつたものであったという。これだけの記事

では、いかにもその像容を知るには不充分であるが、注目されるのはその鎧が紺糸威となつてゐる点である。というのは、先にみた狩野家本・稻葉家本と同系統の神奈川県立博物館蔵の模本足利尊氏騎馬像も紺糸威の鎧姿で描かれており、この点において両者は全く一致することとなるからである。このような画像を描く場合、その像主が着する甲冑は、像主愛用のものか、もしくは重代襲用のものが描かれたと推定され、等持寺本の鎧の威の色が狩野家本・稻葉家本と一致することは、足利尊氏常用もしくは足利家重代の甲冑が紺糸威であったことを示しているといわねばならない。この二種類の足利尊氏騎馬像は、その馬が一方は河原毛であり、他方は白馬であることから、ただちに同一原本から出たもの、あるいはどちらかがどちらかを写したものと速断することはできない。^{注9} しかしこの二種の足利尊氏騎馬像が、極めて近い関係にあつたと推定することは可能であろう。

足利義詮は父尊氏が没した翌年の延文四年（一三五九）四月、高野山の足利家菩提所であつた安養院に「永代不闕之追福」に供するため「先公真影一鋪」を「写遣」わした。^{注10} この「写遣」わしたという言葉を文字通りにとれば、いすこかにあつた尊氏の「真影」をもとにした写本の「真影」が安養院に遣わされたことになる。とするとこの「真影」は一体どこに安置されていた尊氏像を指すのであるうか。「真影」と呼ばれたものがそんなに数多く存在していたとは考えにくく、尊氏が創建した足利家の菩提寺等持寺に安置された「等持院殿御影」こそが、この「真影」であったと考えたい。前述したように等持寺には、甲冑を着した騎馬像のほかに、和歌の贊のある束帶像が伝来していたが、室町時代には、尊氏の「甲冑

像」「出陣像」「直衣之像」「和歌装束之影」といえば、それだけで等持寺本を指すほどにこの二種類の尊氏像は広く世に知られていたことからも、等持寺本が「真影」であつた可能性は極めて高いといわなければならない。そしてもしこれらの推論が正しければ、後世作製された尊氏像もその多くは何らかの形でこの等持寺本の影響をうけることが多かつたものと考えられるのである。

このように考えてみると、現在足利尊氏の騎馬像として確認できる狩野家本・稻葉家本、それに神奈川県立博物館蔵の模本が、すべて同一の図形に帰するのも決して偶然とはいえないようである。すなわちそれらはいずれも「真影」と呼ばれた等持寺本尊氏像（騎馬像）を原本として模写されたものか、もしくはその模本をさらに模写したものであつたがゆえに同一図形の尊氏像となつたものと考えられるからである。

以上、等持寺本、狩野家本、稻葉家本および神奈川県立博物館蔵の模本足利尊氏騎馬像のいすれもが同じ種類のものであり、その源泉は等持寺本にあるであろうことを推理してきた。これら諸本の関連については決して明確な結論がでたわけではない。しかし、しいて結論とするとすれば、これら騎馬像の像主はすべて紺糸威の鎧を着用していたことはまぎれもない事実であり、これこそが足利尊氏の甲冑姿として具備しなければならない最低の条件であつたらしいことだけは確認できたものと思う。本論の主題に側していくえば、白糸威の鎧を着用する守屋家本騎馬武者像の像主が足利尊氏である可能性はこの点からも、これまで以上に低くなつたということができる。それでは以上のような事実をも考慮に入れた上で、次に守屋家本騎馬武者像の像主について考えていくこととしよう。

三 守屋家本騎馬武者像

守屋家本騎馬武者像の像主を探るにあたり、最初に注目したい点は二つある。第一点は、かの騎馬武者が敗戦の将の体に描かれていることであり、今一つはその画像の上に据えられている足利義詮の証判がどのような状況下で据えられたかということである。さしあたりこの二点に焦点を絞り考えていくこととする。

守屋家本の騎馬武者の異様ともいえる敗戦の姿については、すでにこれまで谷・荻野両氏をはじめとする先学の詳しい指摘がある。しかし、それらはいずれも敗戦の姿を描くことをくり返し指摘しながらも、なぜこの像主がこのような姿に描かれなければいけなかつたかについては、ほとんど触れられていない。ここでは先学の成果をふまえて、今一度、かの像主の敗戦の姿をたんねんにみていくことから始めたい。

まず最初に指摘しなければならないのは、像主の総髪である。かつて佐藤進一氏はその著『南北朝の動乱』のなかで、建武二年（一三三五）に足利尊氏が鎌倉にあって、後醍醐天皇に弓引くことをためらい、髪の本結を切り隠遁の意を示しながら、思いなおし総髪のまで出陣したという『太平記』^{注11}卷十四の記事によつて、この守屋家本の像主の総髪を説明された。むろん佐藤氏はかの像主を足利尊氏として説明されたわけであるが、この像主をかの時の尊氏と結びつけることは、やはり無理があろう。像主の姿だけをとりあげてみても、この像主の姿はどうみても敗戦の将の姿であり、佐藤氏が述べられたように「尊氏が隠遁の意をひるがえして起つたこのときの出

陣を記念すべく描かれた」暗姿とは考えにくい。ただ佐藤氏の説明のなかで留意すべき点は、その総髪の意味を『太平記』卷十四の記事によって隠遁の姿と結びつけて考えられたことである。その点からすれば、この像主の総髪も隠遁の意を表したものであつた可能性は充分にあることになる。

次にこの総髪について問題としたいのは、かの武者が背負う箭中の矢と刀である。この時代の騎馬武者像においては、二十四さした矢を背負い弓をもつとか、弓矢を持たない場合は、細川澄元像のようにその代りの長刀を持つとかするのが通常の姿であった。^{注12}守屋家の像主は、この点においても異様である。かの像主の箭には、すでに六本の矢しか残つておらず、その一本は折れてしまつていて。また弓は戦いのなかすでに失つたものかみえず、わずかに抜刀した太刀を肩にかつぐのみである。これらの姿は、いずれもこの像主が敗軍の将であることを語つて余りあるものといえる。

そしてさらに第三点としてこの像主が激戦ののちの敗軍の将であることをもつともよく示すものとしてあげなければならないのは、左足の負傷である。像主の左足は腫だけを鎧にかけ、その指先の方は鎧の外に向いて描かれており、これはこの武者が左足に傷を負つていたことを示すものと考えられるのである。この左足の負傷のために、像主の武者は不自然な騎馬姿をとらざるをえず、本来ならば左足によつてかくれてしまはずの四方手（^{注13}四方手（しおで）（鞍・四緒手とも書く。馬具。鞍の前輪と後輪の左右にそれぞれつけた、金物の管を入れた紐で、鞅・鞅をとめるためのもの）の金具（根）までが図中にはつきりと露出しており、この点からも像主の左足の負傷がかなりの深手あつたらしいことがわかる。

このように守屋家本の騎馬武者の異様な姿を改めて見直してみただけでも、その像主のおかれてい立場がかなり悲惨なものであつたことがあきらかとなる。そしてここに描かれた騎馬武者像の姿のみをもつてしても、想像をたくましくすれば、かの武者が激戦のち戦いに敗れ、左足を負傷し、さらには隠遁にまで追いつまれて、等々といつたことが推理可能となるのである。また翻つて考えれば、これらの推理を成りたたせるような条件をもつ人物こそが、かの像主ということになり、像主比定のために、その敗戦の姿は、何よりも貴重な手懸を我々に提供してくれているということになる。

では、像主の姿についてはこれくらいにし、次にその図上に据えられた足利義詮の花押について考えていくこととしよう。

『室町家御内書案』の記事によれば、朝倉家本も、この守屋家本と同じように騎馬武者像の上に足利義詮が花押を据えたものであつたという。これら画像の上に据えられた花押を証判と理解すれば、このように画像に証判を加えた例は、朝倉家本・守屋家本の騎馬武者像のほかにその事例はなく、足利義詮の時代に限つて行なわれたものと推定される。そして、もしそうだとすればすでに述べたように証判を持つ画像が、なぜこの時期に限つて製作されたかが、まず問われなければなるまい。

この問い合わせに対する答は、描かれた像主の身元を確定することによつて、はじめて可能となると考えられる。とすると、その像主の身元であるが、守屋家本の場合はともかく、朝倉家本の場合は容易に見当がつきそうである。いうまでもなく朝倉家の誰かであり、その誰かが武功の証として、足利義詮より証判をもらつたと考えるのが妥当であろう。南北朝の動乱において、朝倉家では朝倉正景その子詮繁・高景らが、足利尊氏・同義詮に従い奮戦したことが『太平記』^{注14}にみえており、彼らの内の誰かがこのよう形で足利義詮より証判をうけていたとしても、何ら不思議ではない。このような推理が正しいとすると、何よりも留意しなければならないのは、朝倉家が南北朝時代以降、足利将軍家の直轄軍ともいうべき奉公衆（番衆）として、足利将軍家と特殊な結びつきを持ち続けていたといふことである。足利将軍家と奉公衆の間に結ばれた主従関係は、現在考えられている以上に緊密であり、騎馬武者像に証判を加えるという形式も、この足利将軍家と奉公衆の関係をぬきにしては理解できないものと考えられるからである。^{注15}

ただ朝倉家本の像主を朝倉家の誰かとするこの考えが正しいとすれば、そんなに簡単に朝倉家の人々がその像主を誤認して足利尊氏とすることがあろうかという疑念は当然おこつてくる。しかしこの点については、やはり守屋家本の場合と同じく、図上の足利義詮の花押が、その前後に例のない証判であるだけに、誤解を生むもとなつたものと考えれば問題はなかろう。また二〇〇年にわたる時代の流れは、誤認を生むには充分すぎるくらい長い年月であり、ましてやそれが南北朝時代の義詮治政下という限られた時代の産物であつてみれば、誤解が生まれない方がおかしいといつてもよいかもしれない。

ここまで守屋家本の騎馬武者像の姿態、および図上の足利義詮の花押について考えてきたが、これにより像主の輪郭がかなり明確になつてきたものと思う。今一度、整理しておけば、この像主は、かなりの激戦のち自らも左足に負傷した敗戦の将と考えられ、朝倉

家本の場合と照しあわせて考えれば、足利将軍家の直轄軍ともいすべき奉公衆か、もしくはそれに近い立場にあった人物というのが、そのおおよその輪郭である。

かつて荻野三七彦氏は、一仮説としてこの像王を細川頼之に比定された^{注16}。その主な根拠は、図上の花押が足利義詮の最晩年に属するという点にあつたが、上述してきたところからすれば、細川頼之をその像主とする説には異議を唱えざるをえない。細川頼之はこの像主ほどの敗戦を喫したこともなく、また負傷をしたこともない。足利家との結びつきの点においても、奉公衆と足利家ほどの主従関係の強さはなかつたものと考えられる。細川頼之との像王は、どうみても結びつくことはないと断言できる。

四 四方手と太刀柄の紋

守屋家本騎馬武者像を見る人が、まず最初に感じるのは、その騎馬武者の姿と図上に据えられた足利義詮の花押の調和のとれた配置であろう。両者は実にバランスよく画面のなかに収まっており、当然のことながら足利義詮の花押が、騎馬武者像との調和を充分に考慮したうえで据えられたらしいことがうかがえる。ただ我々はこの画面中央の上部に足利義詮の花押が、その真下に騎馬武者の顔がくるという收まりのよい構図にのみ目を奪われすぎ、画面中央に位置する今一つの重要な符号を長い間、見逃していたようである。

前節でも触れたように、この像主は左足にかなりの深手を負つており、そのため左足が普通の状態よりもかなり引けた格好に描かれている。通常の騎馬武者像では決して見えることのない四方手の金

具が画面に出ているのは、このためである。そしてこの四方手の金具には像王の身元を確定する上で大きな手懸りとなるであろう家紋とおぼしきマークが、はつきりと確認できるのである。

この紋は現在も肉眼で認められるほどはつきりしているが、江戸時代の『集古十種』に載せられた図像にも、同じ紋が明確に描かれている。それによれば、紋の細部は不明ながら、輪違紋であることはまちがいない^{注17}。そしてさらに細かく像主が身につけているものをみれば、腰に佩いた太刀の柄にも同じ輪違紋がかすかではあるが残っているのを確かめることができる。もしこれらの輪違紋が家紋であるとすれば、この像主の出自はかなり絞られてくることとなる。

四方手に紋をつけることは、室町時代以降はかなり広く行なわれており、永正八年（一五一二）に成立したという『家中竹馬記』は、「一、鞍は金にて紋をして、のぐつ・しほでは焼付にけほり。或は赤銅に紋をけほりなゝこたるべし」と記し、野靴・四方手の紋は焼付に毛彫か、赤銅に毛彫・魚子とすべきことを説く。また『家中竹馬記』と同じ頃に作られたと推定される『土岐家聞書』には、さらには詳しく述べて記す。

一、金覆輪の鞍、京都にては上下ともに稀也。但若大名其外にも、若衆は自然、かながいに金覆輪などにもして、野ぐつ・しほ手も焼付にも、又金に打くゝみてもせらる也。凡諸家の内者などは然べからず。鞍は紋はかりがねにてよし。野ぐつ・しほ手は、赤銅に紋は毛ぼり・なゝこ至極なり。但若者は焼付もし。いかにも底さはやかに手ぎはをよく執したるもののがよく見ゆる也。御出仕などの時は、諸家に馬どもを引立々々

置に、鞍覆をも押のけて見物するなり。たしなまるべしとな
り。

野靴・四方手の材料には赤銅が用いられ、紋は毛彫・魚子といつ
た彫金技術で刻されていたこと、また若者の間では焼付で紋を表し
たも用いられたことが、この『土岐家聞書』の記事よりわかる。ま
たこれら野靴・四方手の加工が当時の武士たちにとってひじょうな
関心事であったことは、「諸家に馬どもを引立々々置に、鞍覆をも
押のけて見物するなり」といった『土岐家聞書』の記述からもうか
がうことができよう。四方手に紋をつける風習が、室町時代には武
家社会の間に侵透していたことは、『家中竹馬記』『土佐家聞書』の
記事からあきらかである。ただ、この風習をどの時代にまでさか
のぼらせることができるかはむずかしい問題であるが、家紋が武家
社会に定着していったと考えられる鎌倉時代にはこのような風習が
生まれつたものと推定される。^{注20} そして南北朝時代には、広範
囲にわたる家紋の普及とともに、四方手にも家紋をつけるという風
習が武家社会に定着していくとみて、まずまちがいないものと考え
られる。

騎馬武者像では、一般にさきの神奈川県立博物館蔵の模本足利尊
氏像にみられるように、武者の出自を示すため、家紋をその装束等
につけて描くことが行なわれていた。足利義尚像(愛知・地蔵院蔵)
が鎧直垂に足利家の家紋である五七の桐を描き、また籠手に同じく
足利家の家紋として用いられていた二引両の紋を描いているのなど
はその典型的な例といえる。騎馬武者像にあっては、家紋を衣装等
に描くことは、その武者の出自を示すためのいわば常套手段であつ
たのである。

また太刀の柄に紋をつけることは、現存のものでは古くは鎌倉時
代に北条氏が三島神社に奉納した「兵庫鎖太刀」(国宝、東京国立博
物館蔵)に、北条氏の家紋である三ツ鱗紋がつけられており、前代
より行なわれていたことが確認できるほか、南北朝時代のものでは
至徳二年(一三八五)の奉納墨書銘のある春日神社の打刀(国宝)に奉
納者である葉室家の家紋とおぼしき酢漿草の紋がやはり柄の部分に
つけられている。これら現存の事例からみて、守屋家本にみえる太
刀の柄の紋が、家紋である可能是極めて高いといわなければならな
い。

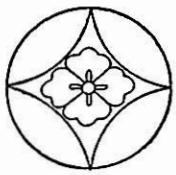
それではこの四方手の金具の紋が、家紋であったとすれば、守屋
家の像主がつけた輪違の家紋は何家のものと考えられるのである
うか。

南北朝、室町時代の武家の家紋を知る上においてまず参考としな
ければならない家紋の故実書に『見聞諸家紋』がある。この『見聞諸家
紋』は時代は少し下るが、応仁元年(一四六七)から文明二年(一四七〇)
頃に当時幕府の政所執事代であった蜷川親元によって製作されたと
推定されている故実書で、そこには幕府麾下の武家を中心に三一〇
家の家紋图形二六一が集録されている。^{注22} これら二六一の家紋图形の
うちから輪違を家紋としていた家を探すると、塩冶(挿図2)・彦
部(挿図3)・高(挿図4)・増位・妹尾^{せのね}の五家が浮びあがてくる。こ
れら五家の家紋は、图形に多少の違いがあるものの、すべて花輪違
紋となっている。むろんこれら五家の家紋は、『見聞諸家紋』が成
立したと考えられている応仁元年から文明二年頃の家紋を示すもの
であり、これが南北朝時代にまでさかのぼらせうるものか否かは、
改めて検討しなければならないことはいうまでもないが、まずこの

五家に紋つて守屋家本の像主を探つていくこととしよう。五家のうち増位・妹尾の両家は南北朝時代から室町時代にかけての動向はよくわからない。これに対し残りの塩治・彦部・高の三家はすべて奉公衆の家柄であったことが確認でき、さきにみた朝倉家本がやはり奉公衆の家であつた朝倉家に伝来したことを思えば、この三家の祖先のなかに守屋家本騎馬武者像の像主がいる可能性は、極めて高いといわねばならない。

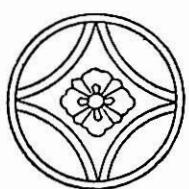
では、この三家の祖先のなかに、先に推理したような経歴をもつ人物ははたして存在するのであろうか。その来歴が史料によつて確められる人物に限つていえば、候補者は二人いる。一人は塩治高貞であり今一人は高師直である。

塩治高貞は近江の佐々木氏の流れを組んだ出雲国の土豪であり、元弘三年（一三三三）後醍醐天皇の挙兵に参加、のちには足利尊氏の下で出雲守護にまでなつた人物である。しかし、その最後はよく知られているように高師直の讒言にあつて、大軍にかこまれ領国の出雲で自刃して果てるという悲惨なものであつた。『太平記』によれば、暦応四年（一三四一）四月、高貞は「七生迄師直が敵ト成テ、思知センズル物ヲ」という怒りの言葉を残し、馬の上で腹を切つて死んだといふ。^{注24}



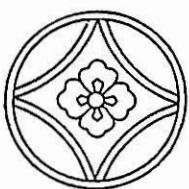
塩治家家紋
雲州佐々木丸此輪違也

挿図2 塩治家家紋



彦部家家紋
三番彦部

挿図3 彦部家家紋



高家家紋
三番高

挿図4 高家家紋

一方、高師直の最後も、この塩治高貞の末期にまさるともおどろぬ悲惨なものであつた。すなわち高師直は観応の擾乱と呼ばれる足利尊氏・同直義兄弟の攻争の火中にあつて、常に尊氏に従い奮戦しながら、觀応二年（一三五二）二月十七日の摂津の打出浜での合戦に敗れるや、尊氏・直義兄弟の間で講和が成立するとともに、直義党の上杉能憲によつて一族もろとも殺されてしまつてゐるのである。^{注25}高家の家紋と塩治家の家紋が、同じ輪違といふのも、何か因縁めいていておもしろいが、それはともかく、悲惨な末期を迎へなければならなかつたといふ点では、塩治高貞も高師直もかの騎馬像の像主たりうる資格を充分すぎるほどにもつてゐるといふことができる。しかし、より厳密にこの二人の最期の有様を追つていくと、候補者はなんとか一人に絞られそうである。

まずその自殺・殺害に至るまでの過程であるが、塩治高貞が領国に逃げ帰り一戦の上で討死して果てんとしながら、圧倒的な敵の前に実際には戦わずして自殺したのに対し、高師直の方は、摂津の打出浜で奮戦し自らも負傷し、その上で上杉能憲の手にかかり殺されている。この点からすれば、奮戦の上で力尽きた姿を描くかの騎馬武者像の像主としては、もちろん高師直の方がふさわしいといえ死んだといふ。^{注26}

敗戦後は尊氏と直義の間で和議が進展するにともない、弟師泰注27らとともに出家し、直義に恭順の意を示そうとしていたとも伝え、これらの点を考えあわせれば、二人のうちでは高師直の方が守屋家の像主にふさわしいといわなければならぬ。

また塙治高貞が自殺した暦応四年（一二四一）には、足利義詮はいまだ十二歳であり、むろん政務にはたゞさわっておらず、その死にも無関係であった。これに対し高師直が殺された觀応二年（一二五二）には、義詮はすでに將軍職にあつたばかりでなく、師直の死にも父尊氏とともに深く関与しており、図上に証判を据える理由は充分にあつたといえる。

四方手の紋を手懸に、守屋家の騎馬武者像の像主をさぐつてきた結果、高師直の名がその有力な候補として浮びあがつてきた。高師直が、輪違紋を使用していたことは、『太平記』卷二十六に「大將武藏守師直ハ、二十余町引殿テ、將軍ノ御旗下ニ輪違ノ旗打立テ……」といった記述がみえるほか、『参考太平記』卷二十六にも「鎧ヲ見ルニ輪違ヲ金物ニホリ透シタリ、サテハ仔細ナキ武藏守（師直）ヲ討テケリ」とみえており、軍記物による限りまちがいない。また高家が輪違の紋を師直以後も家紋として用いたことは、『明徳三年相国寺塔供養記』に土佐守高師英の服装を「黒糸白金物、紅ノ直垂、文輪違」とあることによつても確かめられる。『見聞諸家紋』にみえる高家の家紋としての輪違紋は確実に南北朝時代の高師直の代にまでさかのぼることができるわけであり、高師直が四方手に輪違紋をつけていても、何ら不自然ではないということができる。激戦の後に足部に負傷し、出家して総髪姿となつた敗戦の将で、かつまた家紋に輪違紋を使用する人物といった条件を、高師直はことご

とくみたしてくれるわけで、かの像主のもつ個々の特色は、すべて高師直を像主とすることで説明がつくこととなつた。さらに高師直は尊氏の執事であるとともに、將軍の直轄軍團長たる地位にあり、足利將軍家との結びつきは、他のいかなる武将にもまして強かつたことを考えあわせれば、この点からもかの像主が必要とする条件を高師直はみたしてくれる。以上のことから、私は守屋家の騎馬武者像の像主は、高師直であつたと結論付けたい。また、より具体的には、この高師直像は、その足の負傷などからして、觀応二年二月の打出浜での敗戦直後の師直の姿を描いたものと考えたい。

像主を高師直とすることで、守屋家の騎馬武者像に描かれた個別的な特徴は、すべて説明できることとなつた。とすれば、次に必要なのは、この像が総体としてもつ特徴の説明であろう。具体的には、高師直の戦功を賞しその菩提を弔うために製作されたであろう騎馬像が、どうしてこのような悲惨な負けいくさの姿でなければならなかつたかという疑問の解説である。それはこの像主が高師直であるということと、もつとも本質的な部分で関わつていると考えられ、高師直の死に至る過程と、それ以後の足利尊氏、義詮父子の心情を探りながら、この点について最後に考えていくこととしたい。

五 足利義詮と高師直

觀応の擾乱において、高師直が果たした役割が大きかつたことはいまさら述べるまでもないが、尊氏・義詮父子にとって、師直がいかに大きな存在であつたかを改めて考えるために、簡単に擾乱の経

過をふりかえることから始めよう。

そもそも事件の発端は、貞和五年（一三四九）閏六月、足利直義が足利尊氏に迫って師直の執事職を罷免させたことにあった。これに対し同年八月、師直は兵を挙げ直義を討たんとしたが、尊氏の調停で両者は和解する。この擾乱初の事態の推移だけを限つてみれば、この擾乱はあたかも直義と師直の対立・抗争であつたかのようにみえないこともない。しかしそ後の経過が如実に示すように、この擾乱の原因が、幕府政治の二頭制—尊氏の主従制を基礎とする支配権と直義の統治権を確立しようとする支配権—の矛盾にあつたことはあきらかであり、師直はいわば尊氏の政治的分身として直義と相対していたのであつた。貞和五年八月のクーデターで師直は執事職に返り咲くとともに、それまで直義が保持していた幕府統轄者としての地位は、尊氏の嫡子義詮に移つた。直義には義詮を補佐するという権限が残されるはずであったが、義詮が鎌倉より上洛し政権の座につくとともに、この約束は反古となり、失意のうちに直義は出家する。貞和五年八月の師直のクーデターが、尊氏・義詮父子に政権奪還の機会を与えたことは、誰の目にもあきらかであった。

翌観応元年（一三五〇）十月、中国・北九州で直義に味方する武士が蜂起、直義も京都をのがれ大和に走り、直義方の反撃が開始された。事態を重くみた尊氏は、京都に義詮を残し西征に出発したが、直義党の勢いは予想をはるかにうわまわり、観応二年正月には京都を確保するために西征を中止するやむなきにたち至つている。さらにもこの尊氏は京都をめぐる直義党との戦いで敗北し、師直らとともに播磨にまで退かねばならなくなる。二月十七日の摂津の打出浜での戦いは、このような敗戦続きの尊氏軍が起死回生を堵けた最後の戦いであった。戦いは十七日・十八日の両日にわたり、「希代大合戦」^{注28}といわれるほどの激戦が打出浜で展開された。周知のように戦いは直義党の勝利に終つた。尊氏は師直らとともに一旦は自刃することを決意したという。しかし小姓の饗場命鶴丸の奔走によつて直義との間に和議が成立するや事態は一転した。尊氏は師直・泰兄弟を出家させ助命するという条件で直義と和議を結び、京都に戻ることとなつたのである。和議の条件として、尊氏は師直・泰兄弟の助命を強調したと伝えられ、師直・泰も出家により恭順の意を示せば、命だけは助けてもらえると考えていたようである。^{注29} 師直・泰のみならず、「一族并家人手勢等百廿四人」^{注30}が出家したのも、このためであつた。尊氏・直義の間で密約はあつたにしても師直・泰兄弟は最後までそれに気付くことはなかつたにちがいない。

二月二十六日、兵を率いて兵庫を出発した尊氏に遠く離れ従つた師直を始めとする高一族が、武庫川辺にさしかかった時、まちかまえていた上杉能憲の軍勢がかの一行に襲いかかつた。上杉勢は高一族を慘殺、高一族の主だった人々は、ここで討死する。前後の事情からみて、尊氏が高一族の慘殺をあらかじめ承知していたことにまずまちがいなかろう。彼は和議の条件として表向きは師直・泰兄弟の助命を強調しながら、裏では暗黙のうちにかの兄弟を始めとする高一族の慘殺もやむなしと認めていたにちがいない。でなければ、戦いに勝った直義がなんらえるところもない和議を無条件に結ぶはずがなかつた。

京都に戻った尊氏は、こののち勢いをもりかえし、観応二年七月末になると直義は京都を出奔し、ふたたび尊氏・直義の間で戦端が

切つておとされることとなる。直義討伐に手を焼いた尊氏は、南朝と和義を結ぶことによつて、觀応三年正月、関東にまで下つていた直義をくだすことによつて、觀応三年正月、関東にまで下つた直義が鎌倉で急死したのはそれから一ヶ月後の二月二十六日のことである。うわさによれば鳩毒により殺されたものといふ。^{注32} 事実が、一年前のちょうどこの日であったことを思えば、尊氏が直義の殺害に、高一族の一周年忌の命日を選んだことは、明らかであろう。そこには尊氏の師直をはじめとする高一族が慘殺されたのが、高一族の命日に直義を殺すことによって、その良心の暗責からいくらかでものがれようとしたにちがいない。尊氏は二月二十六日という高一族に対する屈折した心情は、何よりもよくこの直義殺害の日に表われているといえる。

そして、この父尊氏の心情は、とりもなおさずその子義詮の心情でもあつた。尊氏が師直とともに摂津で苦戦を強いられている時、義詮が丹波の逃亡先にあって、ついに動かなかつたことからすれば、その師直を始めとする高一族への自責の念は、尊氏より以上のものがあつたにちがいない。觀応の擾乱は、尊氏・義詮父子に師直を始めとする高一族への暗い自責の念を残して終つたのであつた。

以上、觀応の擾乱の経過を簡単にみてきたが、足利尊氏と高師直との関係に限つていえば、尊氏は師直を犠牲にすることによつてはじめて窮地を切りぬけ、直義打倒にまでこぎつけたのであつた。尊氏は師直個人のみならず、高一族の犠牲の上にたつて、ようやく直

義打倒にこぎつけたともいえる。尊氏の師直および高一族に対する心情には、余人の計りしれないものがあつた。

觀応二年二月二十六日の上杉能憲軍の虐殺によつて、おもだつた高家の人々はすべて殺されてしまつた。師直・師泰兄弟のほか、師直の子師夏、師泰の子師世、それに一族の師景、師兼といった高一族に加え、これに従つていた彦部、梶原、鹿目といった武将を含め、十四人もの人々がほとんど無抵抗のまま殺害されたと記録は伝えられる。^{注33} これらの人々は、尊氏と直義の再度の決裂によつて、復権を認められたはずであり、事実、文和二年（一三五三）、足利義詮が南朝軍により京都より追い出された時には、師直の子師詮なるものが、西山に陣をとつて南朝軍と戦い自害し果てている。^{注34} またこののちも高家の本姓である高階姓を名乗るものは、義詮の治世下には高梨能登守^{注35}、また義満の治世下には高階滿秋・高階氏業・高階師英などがみえる。^{注36} これらの人々と高家との関係はあきらかではないが、いずれにしてもさらに時代が下つた『永享以来御番帳』『文安年中御番帳』といった奉公衆の名簿に高姓を名乗るものが確認できることからすれば、高家は師直等の死後まもなく再興され、奉公衆のなかに組み込まれたものと考えられる。

さてそれではこの高一族の虐殺・再興と守屋家本の高師直像の鬼気迫まる姿とは、どのような関係にあると考えればよいのであろうか。高師直像の成立を、上述したような高一族の悲劇を念頭においてうえで今一度考えていくこととしよう。

高師直像の成立した時期については、その図上にすえられた義詮の花押の形から、義詮の晩年に製作されたものであろうという、荻野氏の鋭い指摘がある。^{注37} 荻野氏のこの指摘は高師直像の製作時期を

知る上において重要なとともに、その製作の動機を深る上で
も貴重な手懸といわねばならない。義詮は貞治六年（一三六七）十二
月七日に没するが、はやく同年の十月の初め頃より病の床に就い
ており、病を得てのちこの画像を作らせた可能性は充分にあり、も
し義詮が病に倒れてのちこの画像を製作させ^{注38}、これに証判を与えた
とすれば、本図は義詮の病と深い関り合いをもつていたこととなる
からである。

その義詮の病の治療について『門葉記』卷三十七「冥道供」は次
のように記す。

抑此所勞聊趣減之由、方々有其説、尤珍重、而有医僧一人、諸
大名傾之、病者独信仰、典藥以下本道輩、雖有評定、療治子細
只以此生阿可被療之由本人仰之、仍不及力、任此命云々、（中略）
此間所勞吉凶浮説紛乱、方々才学參差、可謂或信不信、生阿一
人療治、曾他医不及口入云々、此法師為吉侍者門弟、為外法器
……^{注40}

義詮が生阿（昌阿）なる医僧一人だけを信じて、自らの治療には
他の医者の口入を許さなかつたというのである。またこの生阿なる
者については吉侍者の門弟であつたと『門葉記』は伝える。

吉侍者とは、足利直義に重用された妙吉侍者をいい、『太平記』で
はこの妙吉侍者が、師直に対する上杉重能らの讒言を直義に吹き込
み、直義と師直が互いにくみあうようになつたことになつてい
る。また妙吉侍者は、仁和寺の志一房から「外法」を学び、直義の
下で権勢を振つていたが、師直・師泰兄弟のみがその威に従わなか
つたため、直義に讒したものとも『太平記』は伝える。なお妙吉侍
者に「外法」を教えた志一房は、細川清氏に頼まれて義詮の病死を祈
……^{注41}

つたとされる僧である。^{注42}すなわち妙吉侍者・志一房はいずれも「外法」
といわれる一種の妖術を行なつた僧たちであるが、義詮はこれら志
一房・妙吉侍者の法を嗣いだ生阿をのみ信頼し治療を行なわせたと
いうのである。^{注43}義詮が自らの病の原因をどのように考えていたかを
うかがう大きな手懸がここにある。すなわち想像をたくましくすれば、義詮は自らの病の原因を、靈界の何か不思議な力にあると信
じ、その治療には「外法」を学んだ僧の祈りが必要と考えていたと
推定されるのである。

この不可思議な力が何であつたかは定かでない。しかし、守屋家
本の高師直像の上に署された花押が義詮の最晩年のものとすれば、
高師直に代表される高一族の怨靈がそれであつたと推理することも
不可能ではあるまい。そしてもし義詮が生阿をもつて何とか追い払
おうとしていたのが、かつて父尊氏とともに義詮が見殺しにした師
直を始めとする高一族の怨靈であつたとすれば、この高師直像から
発散する鬼氣迫まる異様な雰囲気も容易に説明できる。たて髪を乱
した黒馬にうちまたがつた眼光鋭い武者は、高師直本人であるとと
もに、觀応二年二月二十六日、武庫川で虐殺された高一族の人々の
怨念をも象徴して描かれたと推定できるのである。また高家の家紋
である輪違紋を四方手の金具に描き、ことさらのように画面の中央
に持つてきた意匠も、このように考えてくれば、無理なく理解でき
るのでなかろうか。私は高一族に対する自責の念が、義詮をし
て、この高師直像を作らしめ、かつまた証判としての花押をその図
上に据えさせたと考えたい。その際、義詮がこの高師直像を觀応二
年二月の打出浜での敗戦直後の姿をもつて描かしめたのは、それが
師直の最後の奮戦の姿であつたからであろう。

義詮の花押の形態のみをもつてして、高師直像の製作年代を比定し、その製作動機までを上述のように推理することは、危険なことかもしれない。しかし、あえてくり返せば、この高師直像のもつ一種独特的雰囲気は、尊氏、義詮父子の高師直および高一族に対する自責の念を抜きにしては解釈することができないものと思われ、また義詮の晩年の花押が証判として図上に据えられていることを考えあわせれば、以上のように推理する余地は充分に存在するものと確信する。

むすび

守屋家本の騎馬武者像の像主について、その作製動機にまでたちいたり考えてきたが、論証不足の部分は数多くあるものの、像主を高師直とすべきことはあきらかになつたものと考える。また、従来の研究がともすれば傍証史料のみに頼りすぎ、この像が内包する諸々の手懸りを安易に見逃してきたことも、それなりにあきらかになつたものと思う。個別の論証において不備な点があつたとしても、本論で展開したように、この像を考える手懸を像そのものの内に求め、かつまた南北朝時代の歴史のなかに位置づけるという方法論には、誤りはなかつたものと確信する。推理・推論による部分も少なくなく、大方の御叱正をお願いする次第である。

なお本文中の注でも触れた通り、日本画家の山田紫光先生からは貴重な御指摘をいただいた。本稿執筆の直接の契機は、山田先生からの御指摘にある。末尾ではあるが、記して心からの謝意を表する。

（注）

『史学雑誌』第三十一編第一号。
『美術研究』六十七・六十八号。
『国華』第七十八号第九・十号。

前掲注2論文参照。

谷信一氏が「等持院本」と名付けられたものは、もとはあきらかに等持院ではなく等持寺に伝來したものであり、「等持寺本」と改めた（『碧山日録』寛正三年十月八日条、『蔭涼軒日録』文正元年二月十六日条）。等持寺は応仁の乱の兵火で焼失してのち、等持院に合併されており、足利尊氏像もこの時点で等持院に移つたものであろう。

足利尊氏像に関する史料については、『大日本史料』第六編之二十一、八六四～八七一頁参照。

この『親元日記』にみえる「等持院殿御影」が、等持寺本を指すことには、『碧山日録』寛正元年十月八日条に等持寺本の足利尊氏像として、やはり「甲冑之像」「朝衣之像」の二種類をあげていることよりわかる。前掲注2の谷氏論文二七五頁参照。

前掲注3論文。

狩野家本、稻葉家本の馬が白馬であったことは、神奈川県立博物館蔵の模本による。模本では、たて髪・尾・足毛のみに白色を施しておりそのほかはやや茶のかかった白色となつていて。なお、のちに足利義政が描かせ景徐周麟が贊した足利尊氏の愛馬の図（周麟贊駿馬図）は、河原毛もしくは栗毛に描かれている。周麟の贊には、「一日仁山被三金甲、跨三銀鞍、至三銅陀陌上、臨等持南門、徵画師写其容、謂之甲冑像、其所に騎者此馬是也」とあり、等持寺本にはこの騎馬に乗つた足利尊氏が描かれていたことがわかる。

『蔭涼軒日録』長享三年五月十二日条。前掲注3論文参照。

中央公論社刊『日本の歴史』巻九「南北朝の動乱」一二二～一二三頁。足利義尚像（愛知・地蔵院蔵）、細川澄元像（東京・永青文庫蔵）参考。

前掲注3論文参照。

文和四年（一二五五）二月十五日の南朝軍との京都における合戦では

朝倉正景なる者が東寺南門において奮戦したことが、『太平記』卷三十三にみえる。また『日下部系図』(『続群書類從』第七輯上所収)もかくの武功を記すほか、この後もしばしば武功あり、尊氏・義詮より御内書を与えたことを記録する。朝倉家に伝來した足利義詮の花押を図上に頂く騎馬武者像の像主としては、さしあたりこの正景か、その子氏景が有力な候補者となろう。

足利尊氏・義詮は、しばしば切紙の御教書、御内書を発しているが、現在確認できる範囲では、武士宛のものとしては、のちの奉公衆か、

もしくはそれに近い位置にあった、本郷・朽木といつた地方の国人が多い(『朽木文書』『本郷文書』)。南北朝時代の緊迫した軍事状況下で、尊氏・義詮がその直轄軍に期待するところが大きかったことを示すも

のである。特に義詮の時代には、南朝軍の攻撃をうけ、しばしば京都を脱出せざるをえなくなつており、そのような危機的状況をも想定して、直轄軍としての奉公衆を組織しておき必要があつたこと。

直轄宣としての奉公を終結して行く必要がある。たゞこの功を認める形式が存在したとしてもおかしくないものと考える。なお切紙の御教書・御内書については、稿を改めて論じる予定である。

前掲注3 論文。

先生の御指摘に示唆されたところが大きかった。記して謝意を表す次第である。

『群書類從』二十三輯所収。
『群書類從』二十三輯所収。なお『家中竹馬記』『土岐家聞書』は、内
容的に重なるところがあり、いずれも土岐伊豆守利潤の著したもので

沼田頼輔氏『日本紋章学』（大正十五年刊、昭和四十三年復刻、人物はないかと考えられている（『群書解題』第十六上参照）。

往来社刊 参照。
太刀の柄の紋については、本館の主任研究官稻田和彦氏の教授による
ところが大きかった。記して謝意を表する。

『見聞諸家紋』については、小泉宜右氏「見聞諸家紋について」(『日

本史籍論集』下巻所収、昭和四十四年)、嗣永芳照氏『宮内序書陵部見
『藏、新井白石筆』

聞諸家紋』（百年社刊復製本）解説、同氏「見聞諸家紋と羽継原合戦記」（新人物往来社『日本紋章事典』所収、昭和五十三年）参照。室町時代の奉公衆の名簿ともいふべき『永享以来御番帳』（文安年中

『御番帳』には、この三家の者がみえている。なお彦部氏は高氏と同じ階級のわかれであり、兩家が同じ輪違の紋を用いているのも、この

たのである「高麗系図」(『続群書類從』第七卷)、『太平記』卷二十一「塙治判官讒死事」参照。『大日本史料』第六編之十四、八一五、八三六頁。

『園太曆』觀応二年一月二十日條に打出浜の合戦後の状況を記して、次のようにみえる。

謁或者語云、十七日合戦之後、十八日又有合戦、両方又多廻命者又師直股受矢、又師泰内甲被射砍、鎧胸流血、以外失力歟也云々。『園太曆』の著書洞院公賢が入手していたこの前後の情報は極めて正確であり、この師直・師泰負傷の情報も充分に言及できる。

『觀應二年日次記』觀應二年二月二十一・二十三・二十四日條。『園太曆』觀應二年二月二十三日條。『太平記』卷二十九。

『觀応二年日次記』觀応二年二月十八日条。

御使云々 其旨趣者 華事・趙後^ノ・尚人今出家了 此上者御二人之進
退可為何様候哉、可被助命候者、召具彼兄弟可令出給云々、以千雨^{キテ}為
御使被申此子細云々」とみえ、「園太曆」同年同月二十三日条にも「將

軍出現事、命鶴丸_{俗名}・氏直・武衛禪門返・昨朝下向、今日定到著歟、師直・
師泰出家可伴出云々、但不知実歟」とあって、やはり尊氏が師直・師
泰の助命を条件に和議に応じたことが知られる。

『觀應二年日次記』觀應二年二月二十四日条。
師直を始めとする高一族を殺害した当事者は上杉能憲であり、尊氏、

直義はこの事件を上杉能憲の私怨に基く行為とみなすことによって（能憲の養父重能は前年、師直らによつて殺害されていた）、和解の条件にはなんら支障なしと解釈したのであつた。尊氏がこの師直を始めとする高一族の殺害を事前に知っていたという確証はないが、形はどう

うあれ、師直らの犠牲なくしては、当時、置かれていた窮地を脱する術はないことだけは、はつきりと認識していたはずである。

『太平記』卷三十一「慧源禪門逝去事」参照。

注25参照。

『園太曆』文和二年六月九・十二日条。『太平記』卷三十二「山名右衛門佐為敵事、付武藏将監自害事」

『天龍寺供養記』(『群書類從』第二十四輯所収)

『宝篋院殿將軍宣下記』(『群書類從』第十四輯所収)

前掲注3論文参照。荻野氏は「一個人の同じ型の花押はこの義詮の場合も含めて大略は豎と横の比率が、豎長から横幅の広くなるのが一般的傾向である」と述べられ、守屋家本の図上の花押を義詮晩年のものと推定された。氏はまた義詮の花押を年次を追ってあげ、その形態の変化を示している。それらを参考にすれば、低辺の線が水平に近くどつしりと落着いた感じをもつ守屋家本の花押が氏の指摘されたように義詮の晩年のものであることは、ほとんど疑う余地がなかろう。

『愚管記』貞治六年十一月十二日条に「武家違例云々、自去月八日風氣云々」とみえる。なお『太平記』卷四十は、義詮は同年九月頃より病にふせつたと記す。

当時、画像の製作には一ヶ月の製作期間があれば充分であつたことは、のちの足利義尚画像の製作例をみればあきらかであろう(荻野氏前掲注3論文参照)。

『大日本史料』第六編之二十八、五五一頁。

『太平記』卷第二十六「妙吉侍者事」参照。

『太平記』卷第三十六「清氏叛逆事」参照。

生阿は、義詮が死没する直前の貞治六年十二月五日に逐電しており、十二月九日には侍所の布告により、雑人らがその居宅を壊し取つてゐる(『後愚昧記』同年同月八日条)。

34 33 32

37 36 35

39 38

43 42 41 40

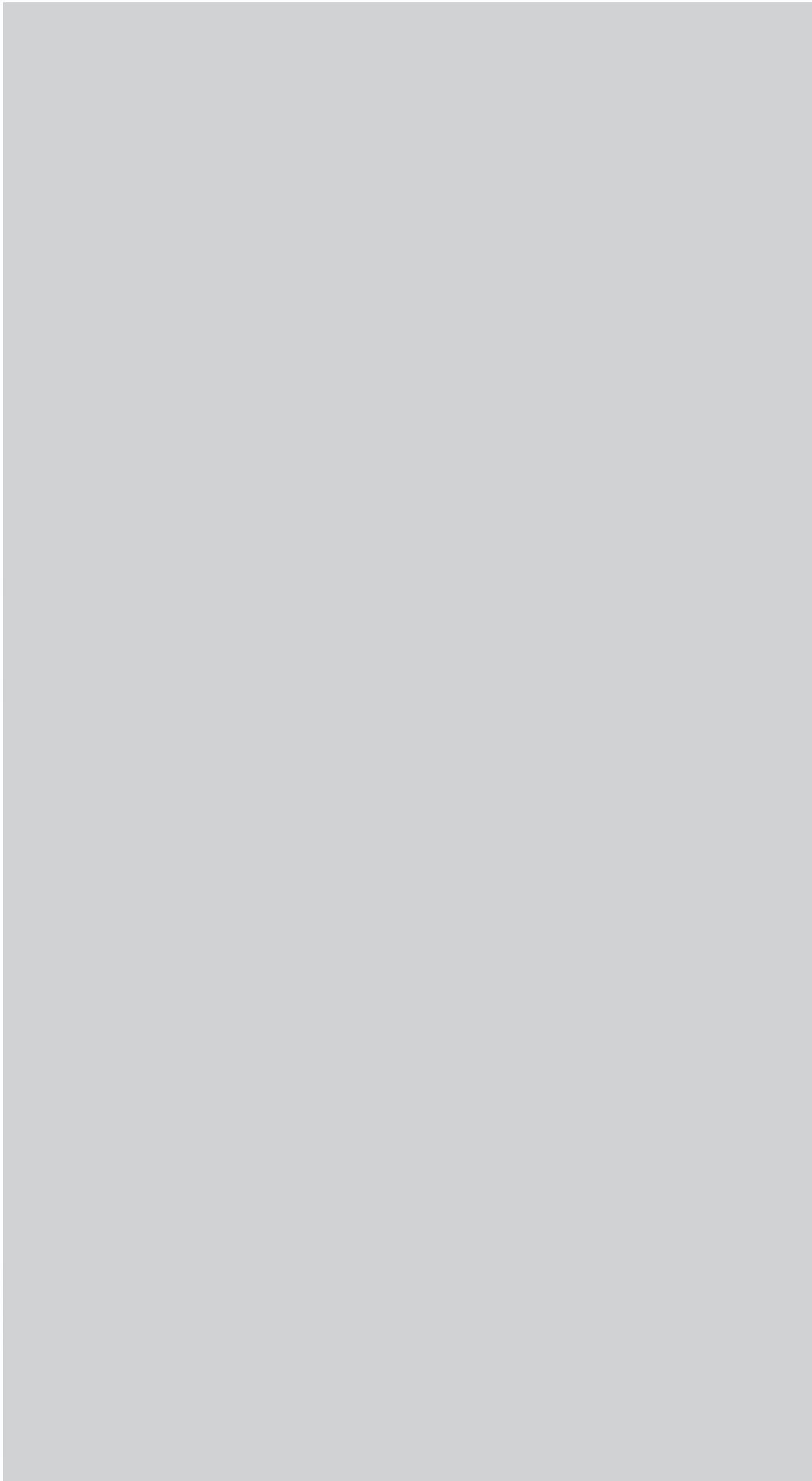


図1 騎馬武者像 京都 個人蔵

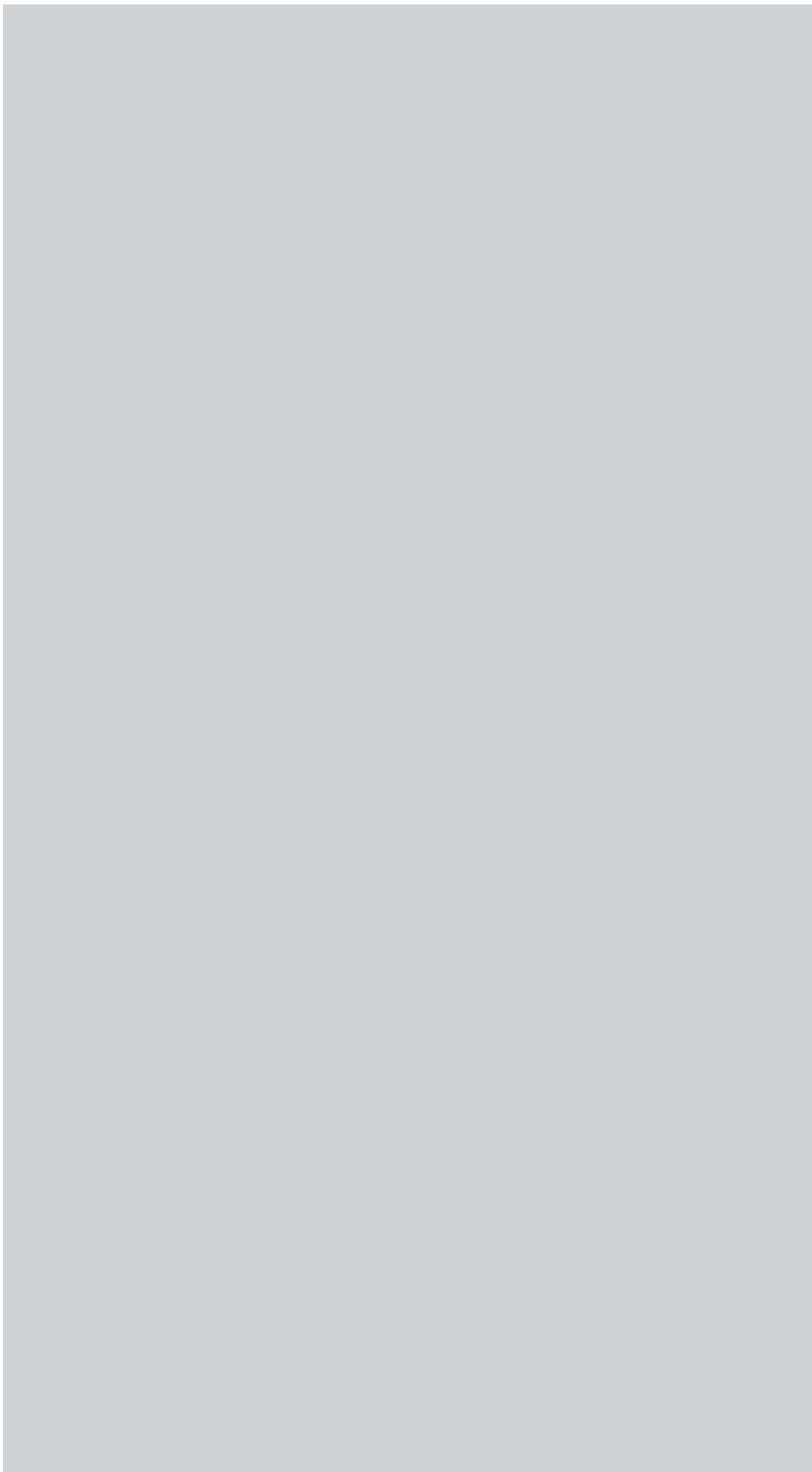


図2 足利尊氏像 神奈川県立博物館蔵

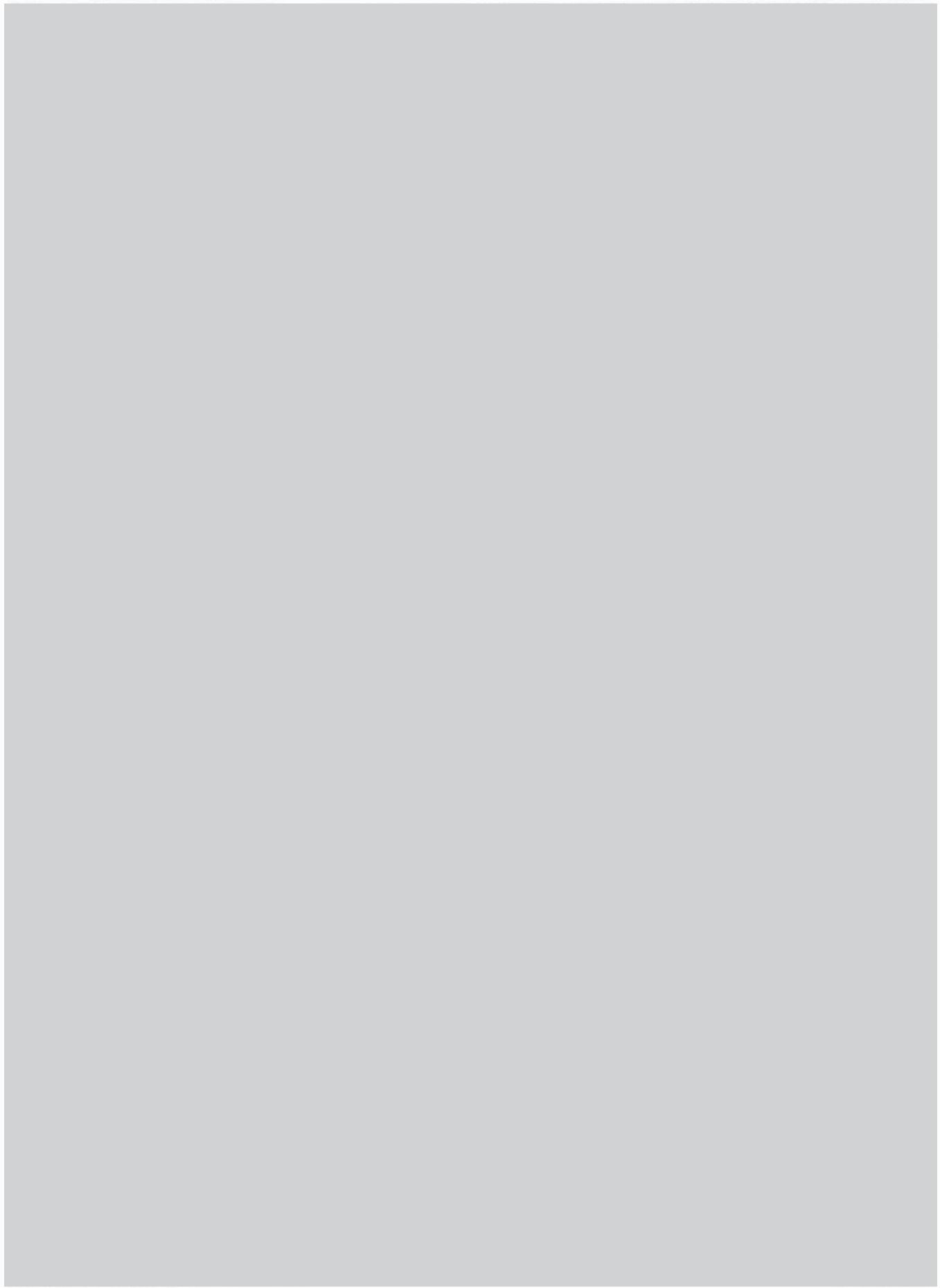


図3 足利尊氏像（部分） 神奈川県立博物館蔵